

八千代町公告第 38 号

特定事業の選定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 7 条の規定に基づき、八千代町子育て世代移住促進住宅整備事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定により選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和 6 年 4 月 15 日

八千代町長 野村 勇



記

八千代町子育て世代移住促進住宅整備事業については、当初の計画のとおり、民間活力の導入と、国の交付金及び入居者家賃収入により、周辺家賃等と比較して適正な家賃設定の範囲内で、事業が実施できる目途がついたと判断したため、当該事業を P F I 事業として選定する。